

平成 23 年 10 月 8 日

後進の支援に関する規定の改定に関する件

＜規定の改正に至った経緯＞

今年度から理学部同窓会が特色ある支部活動に独自に上積み予算を配分するという方針を出した。また、理学部後援会が独自に開始した同種の学生支援が、消耗品などの物品（旅費以外）について創環会よりも簡便な方法で助成しているため、以前から学生側からの要望が多かった旅費に関する支援を新たに設置した。これらの経緯から自主ゼミからの申請の増加が予測されるため、後輩支援総額と自主ゼミ援助金の支給額の増額をここに提案する。

新潟大学理学部自然環境科学科同窓会 後進の支援に関する規定

【原文】

第 1 章 総 則

(支援金額)

第 4 条 支援総額は年間 5 万円を限度とする。

第 2 章 自主ゼミ援助

(上 限)

第 6 条 援助金の支給は 1 ゼミあたり年間 3 万円を上限とする。

【改正文】

第 1 章 総 則

(支援金額)

第 4 条 支援総額は年間 10 万円を限度とする。

第 2 章 自主ゼミ援助

(上 限)

第 6 条 援助金の支給は 1 ゼミあたり年間 5 万円を上限とする。